

## 女性センターと総合的女性相談窓口

女性政策推進の総合的な場として女性センターが位置づけられます。 章 - 章の個別の問題に細分化されてとどまることなく、総合的に問題に取り組む場を必要とするからです。また、女性差別の問題は市民の生活のあらゆる領域にわたって存在しますので、女性の相談窓口に関してもまず総合的に問題と取り組む場所を必要とします。いわゆる縦割り行政の欠点を補うという意味だけでなく、より積極的に、総合的な問題への取り組みの場所と機能の強化を目指すものです。

### 1.市立女性センターの充実

女性センターは市の女性政策の総合的中核施設です。本プラン実施のための中心的拠点であるとともに、市民の女性が女性差別撤廃のために行なうさまざまな活動のための拠点でもあります。それまで歴史的に重要な役割を果たしてきた府立勤労婦人ホームが閉鎖された後、市立女性センターはその場所を継承して1989年(平成元年)に開館しました。以来、必ずしも大きな建物とはいえないものの、質的にはその活動は広く評価されてきました。

しかし、男女が平等に参画する社会をつくっていくためには、女性センターの役割は今後ますます増大するであろうと言わねばなりません。そのため、本プランの実施期間においても、女性センターの機能をますます充実する必要があります。

中核施設であるということは、決して、ここだけに市の女性政策を集中するという意味ではありません。各種講座、研修その他あらゆる活動を市のあらゆる機関によって実施する必要があります。その中心として女性センターが存在するということです。

#### 中核施設としてのセンター職員の資質の向上

女性センターが女性政策の中核施設としての役割を担うためには、センター職員が、男女平等参画社会に関して高度な知識と意識を持ち、かつ十分な意欲をもって働く必要がある。その方向で職員の資質向上に努める。

・センター職員には、男女平等参画社会に関してすでに十分な知識と理解を持っている者を任命する。	人事課 女性センター
・センター職員には、特に専門的な研修の機会を多く与える。またそれが可能になるような勤務体制を配慮する。	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・館長は常勤とし、かつ専門職として、女性学の領域においてすぐれた見識、実績のある人物を採用する。</li> </ul>	
<b>運営への市民参加、参画の促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの企画、運営にさまざまな水準で市民が参加できるよう配慮する。</li> </ul>	女性政策スタッフ 女性センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの講座等で養成された市民が各方面で活躍できるよう気運をうながす。</li> </ul>	
<b>事業内容の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来実施されてきたさまざまな事業を継続し、あるいは必要に応じてそれを代替する新たな事業を実施する。</li> </ul>	女性センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター職員の充実の度合いに応じて、更に新たな事業を導入する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的情報手段等の発達に対応し、新しい情報発信や企画を考え、予算状況に応じて実施する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座等の実施に際し、常勤の仕事を持つ市民も参加できるよう、曜日、時間等を配慮する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等に関する男性の意識は全般的にまだまだ希薄である。講座等の実施に際し、男性の参加を容易にするよう配慮する。</li> </ul>	
<b>図書資料等の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書資料等の充実をはかる( <a href="#">章3</a> 参照)。</li> </ul>	女性センター 図書館
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岸和田市の女性政策に関する資料、また国際連合を中心とした世界の動き、各国の女性政策、国、都道府県、他市町村の女性政策や女性センターなどの施設の動き、大学等の女性学研究施設の動き、等について情報を展示するコーナーを設置する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算状況に応じて、市立図書館とのオンライン化をはかり、相互検索ができるようにする。</li> </ul>	

## 2.女性のための総合的相談窓口の設置、充実、連携

女性は多くの点においていまだ不利な立場に置かれています。女性の自立をうながし、そのかかえている多くの問題に対応するためには、女性のための総合的相談窓口の設置、充実が非常に重要な課題となっています。

市民の相談窓口は、行政の細分化された領域に応じて、それぞれが個別の専門的な領域に限られたものとなっています。しかし、一方では、女性差別の問題は総合的なものですから、どの問題についても、その解決を特定の行政領域に限定することは困難です。他方、一般的な市民相談窓口では、必ずしも女性差別の問題を基本的に意識した相談がなされているとは限りません。

女性が何か相談したい問題を持っている時に、どの相談窓口を訪れてよいかわからないのも実情です。そして、個々の専門窓口を訪れても、自分の問題に適合した相談が受けられるとは限りません。家庭内暴力をはじめとして、これまで十分に扱われてこなかった問題は多く、かつそれらの問題は従来の専門的な窓口の範囲を超えます。

従って、女性のための総合的な相談窓口の設置が急務であり、同時に、そこから個々の専門的な相談窓口への紹介がなされる必要があります。

### 女性のための総合的な相談窓口の設置、充実

<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性センターに総合的で恒常的な相談窓口を設置し、女性の置かれた状況、女性差別の問題の歴史と現状を熟知したカウンセラーによる相談体制を確立する。</li> </ul>	女性センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置された総合的相談窓口の存在が市民に熟知されるよう、必要な手だてをつくす。</li> </ul>	

### 相談窓口の連携

<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を希望する人が、まず、どこに相談に行くべきかを相談できる最初の窓口(基本的相談窓口)を設置する。</li> </ul>	広報公聴課 女性政策スタッフ 女性センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面、女性政策スタッフが基本的相談窓口の役割を果す。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性センターに総合的相談窓口が設置されれば、それ以降は、その窓口が基本的相談窓口の役割を引き受ける。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の個別の市民相談窓口の機能を充実し、それが女性差別の問題にかかわる場合には、どの相談窓口を経由しても、総合的な女性相談窓口が紹介されるよう連携を意識した業務が行なわれるよう努める。</li> </ul>	

## 府、国の相談窓口との連携

・市の基本相談窓口および個別の相談窓口が、必要に応じて、府や国の相談窓口を市民に紹介する。

・女性が利用できる相談窓口一覧表を作り、必要な市民に配布する。

広報公聴課  
女性政策スタッフ